

1994年～2000年の子供たち

市川 隆一郎

序

私は、1997年度生涯学習のプログラムにおいて『『悩む子供たち』—街角のカウンセラーをめざして—』、2000年度において「A少年」のテーマで、講習会参加の人々に対し、大要以下の如き現代家族・社会の病理を訴え警鐘を鳴らした。

現代(1994年当時)の子供たちは、多くのストレスのため、非行、登校拒否、いじめ、校内暴力、自殺、思春期やせ症など、深刻な心の問題に苦しめられている。原因は、多様であり、指導法も暗中模索である。これといった決め手もない。子供たちは、たくさんのSOSを発しながら、心の問題を解決しようと懸命に努力している。その努力の姿が、非行であったり、登校拒否、引きこもりであったりする。これら問題の発生の前には、必ず苦悩する一時期があり、何らかの前兆的行動を発症していたはずである。周囲の親や教師がそれをいち早く察知し、的確に対応していくことが大切なことであり、また、大人の義務でもあることを強調、教育力の低下は時代の病理の進行によると警鐘を鳴らしたのである。

しかるに、この警鐘も空しいものであった。1994年以降2003年の今までに、少年による凶悪非行はあとを絶たない。1994年の同級生による「いじめ」と称して執拗に傷害をつづけ自殺に追い込んだ傷害事件(被害者は大河内清輝君14歳)、1997年14歳の少年による衝撃的な神戸市児童連続殺傷事件(A少年事件)、2000年西鉄高速バス乗っ取り事件、大分の一家6人殺傷事件、愛知県豊川市の「人を殺してみたかった」という動機から主婦を殺害した事件、2003年12歳少年による駿君殺害事件など世を震撼させた凄惨極まりない事件が相次いで発生している。

この間、少年法の刑罰年齢は16歳から14歳に引き下げられた(2001)。2003年の事件では、世論は厳罰化を叫び少年法改正論議が再燃した。この厳罰化の声に対して、「法の厳罰化ではない。子供の心を解きほぐす努力こそが

必要」「教育、福祉で対処すべきだ。子供を取り巻く環境整備が大切だ」と識者は反論する—前者は弁護士、後者は法務大臣—が、これまた、熱誠のこもらないきれいごとの論議である。1994年以降、この人たちは子供の心の成長安定のため、教育と福祉の向上と環境整備にどれほど真剣に取り組んできたのだろうか。非行の原因として家庭環境とりわけ親の役割、責任はもとよりであるが、子供がその生活時間の大半を過ごす学校、地域社会、さらに少年警察、児童福祉・司法福祉の衝にあるものの役割、責任も大きいといわざるを得ない。筆者も親の教育・しつけ機能が十分でないこと、母性、父性が未熟で、子供の心が洞察できない問題は重視しているが、家族や学校、地域社会を支える教育・福祉・司法政策が組織的に効果的に行われていない実状を憂いざるを得ない。これまでの少年非行問題から教訓を学び、不幸な子供が一人も生まれない教育・福祉・司法対策の強化を急いで実行に移すべきである。

さて、本論に戻ろう。

この講座は、まず、子供たちの実態を理解し原因を探り、対応策を考えることから始まった。また児童福祉の分野でかかる問題に取り組んだ先輩達から学ぶことの重要性について示唆も与えた。できるだけup-to-dateな具体的な事例を取り上げ、少年非行問題の核心に迫っていった。例えば、1994年の「いじめ自殺事件」、1997年の「A少年」事件である。問題理解の視点は、問題の解決の主人公は、子供本人であること、私達大人は側面から解決を援助する伴走者であることを認識し、そのためには、大人が、子供の成長を助ける環境の障害を除去したり、魅力あるものに変えたり、子供のSOSを感じとる能力を高める必要があることを強調した。私たち大人一人ひとりが、子供たちのすぐ側にいるカウンセリングマインドをもった大人になることを提案したのである。

ちなみに、「悩む子供たち」のプログラムは以下の通りであった。

1. 子供の問題行動の理解。(1)非行, (2)登校拒否, (3)いじめその他—独立自尊の心を失った子供たち
2. 家族, 社会は病んでいる。(1)家族の病理, (2)社会の病理, (3)自然の喪失—独立自尊の心を奪った大人たち—
3. 子供の心の問題に挑んだ先覚者—留岡幸助—(1)「一路白頭ニ到ル」, (2)「家庭学校」の今日的意義
4. 子供の権利思想—歴史的考察—(1)児童憲章, (2)子供の権利条約
5. 子供たちは病んでいる—事例を通じて考える。(1)非行児の例
6. 子供たちは病んでいる—事例を通じて考える。(2)登校拒否児の例
7. 子供たちは病んでいる—事例を通じて考える。(3)いじめの例
8. 子供の心理を知ろう—子供の心のメカニズム—。(1)情緒障害の原因—人間関係に傷つく心—, (2)回復, 成長のメカニズム—傷つき易い心から丈夫な心へ—
9. 子供の心理を知ろう—子供は心のパートナーを求めている—。(3)心の治療—対人関係を通じて—, (4)心の環境療法—自然の力を知ろう—
10. 愛はすべて—心のカウンセラーを目ざして—。(1)「もう一つの少年期」—心のカウンセラー—(2)自己覚知—己を知ることから始めよう— —「A少年」略—

1. 子供たちは今

(1)非行問題

執拗にくり返される「いじめ」は、非行である。決して遊びではない。非行とは何かを明確にとらえておこう。

1)非行の定義 一省略

2)非行の現況

戦後の経済的困窮と社会的混乱期に凶悪犯罪の激増を経験したわが国は、その後世界で最も安全な国の一つと世界から評価されるに至った。しかし、1990年以降、社会情勢の変動に伴って重大な各種凶悪犯罪が頻発し、少年非行も新たなタイプの犯罪の出現が見られるようになった。1994年はそうした予兆の時期であったが、残念ながら非行予防の対策は的確には取られず、2003年の悲劇を迎えたのである。

少年非行の補導件数は、1983年以降漸減傾向にあった。しかし、補導されなかった件数つまり暗数はこの数倍はあると考えられるから、常に楽観はできないのである。

1990年代の特徴として、①非行の低年齢化と凶悪化、②遊び型非行の増大、③非行の一般化、④校内暴力、いじ

めの増加、⑤女子非行の増加、⑥薬物乱用の増加、⑦無職少年による凶悪事件などがあげられていた。

特に①、④、⑤の問題は深刻に受け留める必要がある。何故なら、子供の環境がストレスの多いものになっていることを意味し、家庭、学校など、最も保護機能を発揮しなければならない環境が、その機能を低下したことを示すからである。この背景には、社会情勢の急激な変化に伴って価値観が多様化したこと、家庭・学校・地域社会の教育力の低下、社会の規範力の弱化、子供・家族支援対策の不完全さ等々が考えられるのである。

(2)登校拒否(不登校)—省略

2. 家族, 社会は病んでいる

子供の非行、登校拒否(不登校)などの問題は、子供自身の精神・身体病理に原因するよりも、ほとんどが何らかの家庭・社会病理によるものである。しかしながら、問題の原因は、極めて多次的であって、家庭、学校、近隣社会の中に直接、間接の原因がひそんでいる場合が多いことを指摘するにとどめておこう。

(1)家族の病理

戦後、日本の家族機能は確実に変化を遂げた。明治以来の家父長制家族制度の廃止と、社会・経済の急激な変動と価値観の多様化にもとづく、核家族化、女性の社会進出、父親不在、少子化、高学歴化等の社会現象の発生と、社会保障制度の立ち遅れ等によって、家族機能は大きく変わった。従来から、家庭生活の維持に必要な機能と考えられてきた①稼働による経済的安定、②生殖、③しつけ・教育、④情緒的安定欲求の充足、⑤性的欲求の充足などの諸機能が円滑に働かなくなってきたのである。これに加えて、家族間の葛藤、疾病、進学・就職、職業の異動などによって、なおのこと、家族機能の維持ばかりか家族の構成も維持できなくなることが多くなってきた。このため、家族の絆は脆くなり、家出、離婚などによる家族の解体が増えてきた。現代の家族は、まさに病理現象を呈しているといっても過言ではない。

日本人は、古来より、子供を慈しむことを美德の一つに数えてきた。また、支配者は、親子関係と主従関係をもって、巧みに個人をこの2本の縄で縛りあげてきたことによって、社会の隅々まで親子・主従意識が強く働き、家庭は当然としても、会社、学校、軍隊さえも親子関係に擬せられてきたのである。したがって、あらゆる集団は、何の異和感もなく親子の如き相互依存関係を続けてきた。古来か

らの子供への慈しみの感情と、明治以来強化された国家政策及び国民道徳による擬制家族国家意識の結合とによってできあがった親子的相互依存の国民的価値観・習性は、戦後の民主化政策及び家族制度の廃止によっても容易に変わることはなかった。人権思想及び個人主義を基調とした近代的自我意識は、そう短時日に育つはずがない。家族崩壊のもとたす悲劇のうち、親子心中がわが国に多い原因は、このような価値観や習性がわれわれ日本人に根強く残っていることが背景にあるためではないだろうか。

しかし、市場・競争原理が支配する現代社会—産業化、情報化、経済至上主義社会—は、これらの価値観、習性をようやく呑み込み始め、われわれの周辺から子供に対する慈の心を奪い、家族の絆を弱めつつあるやにみえる。

慈の心は育てあげるもので、生来的に持っているものではない。失われた慈の心は、最も弱い者に集中して現われているようである。日常茶飯的になった乳幼児虐待現象もそうした現われの一つであろう。

国民意識調査(総理府、文部省その他)によると、家族間の相互扶助の精神も薄れつつあることがわかる。皮肉なことに、高学歴化は、この精神の脆弱化に反比例しているようである。「親の心、子知らず。子の心、親知らず。」といった現象さえ生まれている。こうした社会風潮から読みとれることは、以下のことであろう。

最近の文部省の行った国際家庭教育調査(1994年)によると、日本は、家庭教育に父親の参加度が最も低い国—幼児期より小学校期になるとさらに減少する—であることがわかった。また、母親と子供との触れ合いは二番目の低さであった。基本的生活習慣のしつけにおいても母親任せで、しかも不十分さが目立っていた。「子育ては楽しい」と感じる親は、子供の年齢が高くなるにつれて急速に減少すること、子供の成長に対して満足を感じない親が多いという結果であった。

これは、「時短、育児休暇がままならない現状では、やむを得ない結果」(文部省)なのであろうか。このような親の意識・感情は、社会環境の急激な変化にもとづく価値観の多様化や社会保障制度の不備などの外的条件だけでなく、親子間のコミュニケーションの質的変化が読みとれないだろうか。

(2) 社会の病理

1) 閉じられた社会

学校、近隣社会も家族に似て、閉鎖的社会といってよい。特に学校は、伝統的習慣(たて割制度)とも複雑にからみあって、家族や地域社会に開かれていない。しかも、学校

は、自校の教育に絶対の自負を持ち、子供の問題があること自体あってはならないとの聖域幻想をいだいている観さえある。

1994年11月愛知県西尾市立中学校で発生した中学1年生の「いじめによる自殺事件」に象徴されるように、学校は、「いじめ対策委員会」を設置しながら、いじめの認識さえできず、しかも、加害者に対して適切な指導もせず、民間人の通報にも耳をかさず、放置したようである。

教育機関として、自己の解決能力を超える問題の場合、児童の健全育成を目的に、速やかに専門機関(児童相談所、教育相談所、青少年相談センター、家庭裁判所、警察署少年係、少年鑑別所など)との協同による問題解決の体制を持つのは、極めて常識的な行為である。この学校に問題解決能力があったとは到底思えないから、自信過剰からか、はたまた、児童の人権について全く顧慮しようとししない大人中心の集団であったのであろう。教育者集団とはとてもいえない程、常識と謙虚さ、誠実さを欠いた集団であったと思う。

しかし、これは、当該教師集団のみを責めることはできない。PTA、地域社会、教育委員会、文部省も責任を分担すべき問題である。何故なら、1993年1月山形県新庄市の「中1いじめ死事件」の際にも、学校現場のいじめに対する認識のあまさが指摘され、社会問題視されていた。また、同年末には、文部省は、1985年をピークに減少傾向にあった公立中学校でのいじめ・校内暴力問題が再び増加に転じているとの調査結果を公表して、担任によるいじめ事実の発見率30%、いじめられた生徒からの訴え25%弱であったことから生徒から頼りにされていない教師像が浮かびあがってきた。そこで、文部省は、個々の教師の責任と自覚を促している。特に、児童生徒がいつでも教師に相談できる雰囲気を教室の中に育てることを求めているのである。

文部省は、1994年末、1993年度教育白書を発表、受験競争の過熱化、いじめや登校拒否の問題などの課題をあげ、こうした問題解決のため、「一人ひとりを大切にしたい教育」の重要性のほか、学校教育への過度の依存を改め、家庭や地域社会の教育機能の充実の必要性を訴えた。これに加えて、1994年度から実施しているいじめや校内暴力に関する、全国規模のアンケート、面接調査を内容とする「児童生徒の問題行動等に関する総合的調査研究」を今後の施策や学校での取り組みに役立てると言明した。すべてが遅きに失した泥縄式の印象を受けるのは私だけではなからう。子供の権利保障を忘れた教育現場の問題は、けだし国民共通の問題である。

2) 社会の病理

以上、いじめという非行問題に対する学校集団の対応をみてきた。今回もまた、例外的であったかもしれないが、「一人ひとりを大切にした教育」「思いやりの心を育てる教育」が十分作動しなくなった時、これに気づき改善しようとしないうちは、構造的にも機能的にも病的になりつつある集団といわねばならない。実は、学校に限らず、どの集団も—例えば企業集団も遅かれ早かれこの病理現象を呈するのである。この病的な異常さを自覚し、どこに問題があるのか、常時原因究明と対応策を考えない集団は、まず常識的には無いといってもよいだろう。しかし、ここにも例外がある。多分、民主化されていない、構造・機能が硬直した開かれていない集団は、気づくのが遅れるであろう。

日本の社会は、まだまだ閉鎖的な社会である。情報化、国際化といわれながらも、一般国民にありのままの情報は届けられていない。それぞれの権力・利益集団—官僚、会社など—の中だけで情報が飛び交うのみである。したがって、国民は片寄った情報しか手に入れることができないから、正確な判断が下せない。「よらしむべし、しらしむべからず」の国民蔑視の思想は、今も健在であることを忘れてはならない。

民主的社会にあっても権力集団—学校も間違いなく子供・親にとっては権力を持った集団である—は、意識的無意識的に権威と国民蔑視の思想を振りまわしたがるようになる。その方が管理や統治がしやすいからである。民主主義を教えなければならない学校も、いつの間にか、一人ひとりの子供の発達にとって必要な情報さえ隠すようになってしまった。これは、親子にとって不利、不幸なことである。これはまさに権力者の悪癖である。この悪癖を摘出しない限り、子供を主人公にした教育は実現しないだろう。

このことを如実に示す事件が発生した。2003年、長崎県の12歳少年による駿君殺害事件では、近隣社会で発生した幼児に対する性的暴行事件を警察署が把握していたにもかかわらず、その重要な情報を家庭・学校・地域社会に周知していなかった。もし、周知していたならば犯罪の抑止につながった可能性は十分考えられる。

(3) 自然の喪失

日本人は、古来から近代に至るまで、自然と一体となって暮らしてきた。しかし、明治時代、近代化促進政策により西欧思想・制度・文物・技術の積極的移入によって、自然破壊を平然と行うようになり、その傾向は現代まで続いており歯止めが利かない状態にある。

自然は、親、兄弟、友人、教師と同様子供の成長にとっ

て欠かせない要素である。科学的心理学が発達する以前から、自然は成長に不可欠の要素として、経験的に認識されていた。

先にもふれたように、日本人は、古来から自然と自己を一体として把握していた。自然と祖先を崇拝する日本古来の信仰に矛盾することが無ければ、伝来仏教も、自身の感情、感覚にぴったりするものは—難解な教理は別にして—日常生活にとり入れていった。日本人にとって、自然を対象としてとらえる西欧思想・宗教は、どこか異和感を感じさせるものがあつたようである。一神教の信者が少ないことと、一見熱烈な信仰の持主にみえても、日本古来の信仰と共存している者が何と多いことか。キリスト教が解禁された明治期、維新革命を推進した青年の多くは、キリスト教の熱心な信者であると同時に、熱心な古来宗教の信仰者であつたように思う。西欧の自由・平等・博愛の思想・制度・技術は、彼らの心に新時代創造の火をともしることになったが、古来の信仰を捨てることは無かつた。むしろ推進力にさえなつていたのではないか。このことは、大変興味深いことである。明治の青年は熱烈な信仰心をもちつつ、ルソー、ベスタロッチ、二宮尊徳等から謙虚に学び、教育に自然的要素と人格的要素を積極的に取り入れている。それ程、日本人は、古くから畏敬、畏怖の念をもって自然を人格発達の一要素ととらえてきたのである。

いじめ・校内暴力の多発に困惑した教育関係者は、これらの原因が、①過度の受験競争の中で、学校での評価も単一の尺度で行われる傾向がある。②家庭でのしつけや生活習慣を身につけさせることが不十分。③都市化の進行などで、自然との触れ合いや幅広い生活体験の機会が失われ、集団生活を通して主体性や思いやりの心をはぐくんだりする場が失われていると分析している。

現代の心理学者・教育学者は、現代文明の華々しさに眼を奪われていて、子供の発達の基礎的条件をすっかり忘れていたことに、やっと気づいたかにみえる。

「三つ子の魂百まで」、「人は地を開き、地は人を開く」などの格言は、養育・教育上の至言のように私には思える。人間として、子供を養育する責任と初期教育の重大さ、自然の感化力の大きさを知り、子供を養育・教育するに謙虚であれ、との体験から生まれ出た言葉であろう。再吟味したい格言である。

3. 子供の心の問題に挑んだ先覚者—留岡幸助— —省略

4. 子供の権利思想—歴史的考察—(1)(2)一省略

(3) 児童の権利に関する条約(1993年国際連合。1994年批准)

児童の権利保障に関する国際的宣言・条約は、早くは1922年「世界児童憲章」(児童救済基金)の形でなされている。ついで、1924年「児童の権利宣言」(ゼネバ宣言)(国際連盟)、1959年「児童権利宣言」(国際連合)、1966年「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」(国際連合)、1966年「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際連合)、1976年「国際児童年に関する総会決議」(国際連合)などが相ついでなされている。

これらの世界的宣言は、先進国、開発途上国を問わず、児童がその発達及び福祉を阻害されている状況を憂慮した結果なされたものである。

宣言は当初、児童の権利を両親が守ることが義務でもあり権利でもあること、両親の保護が得られない児童に、社会の関心と児童養護の最低基準の確保を呼びかけ、漸次、両親、すべての成人、団体、政府、地方行政機関は、児童の権利保障の原則に従って立法その他の措置によって児童の権利を守るよう努力を要請している。

1976年の国際児童年の決議は、これまでの努力が十分でないとし、児童のための計画が、児童福祉向上のみならず、経済的・社会的進歩を促進するための広範な努力の一環として基本的に重要であることを指摘している。そして、すべての国において、児童福祉計画を再検討すること、各国の状況、ニーズに応じて、国及び地方のレベルの行動計画に対する支援を国民一致協力してすることを要請している。

1989年「児童の権利に関する条約」は、今までの条約、宣言を一步踏み込んで、児童がいかなる形態の差別、処罰をも受けないようにするため、児童の権利の尊重と保障のためのあらゆる適当な措置をとるよう条約締約国に呼びかけた。

この条約は、児童の権利を、従来のように、大人が保障してあげるものと受動的にとらえていない。むしろ、児童を権利行使の主体者として位置づけた新しい児童観を確立した意義は極めて大きい。しかも、児童の最善の利益実現のために、権利の内容を具体的に明記した点も注目に値する。例えば、意見表明、表現の自由、思想・良心・宗教の自由、集会・結社の自由など成人同様の権利の保障を求めている(勿論、権利の行使には一定の制限はある。児童の能力・発達段階を考慮すべきであり、また、他人の権利の尊重、国の安全、公の秩序、公衆の健康、道徳などの保護

の目的のために必要な場合、法律によって制限する)。わが国は、この条約を1994年批准したが、国家責任を一層明確化すると共に、人権感覚の育成、権利保障のための国内法の整備・執行体制の改善を急がねばならない。

ところで、わが国における児童権利保障の歴史は、まだ、50年しかたっていないと言っても過言ではない。戦前にも、児童保護は行われていたが、保護の対象はかなり限定され消極的なものであった。人身売買^{注(1)}は公然と行われていたし、欠食児童、不登校児童、被虐待児童、社会的に差別された児童は枚挙にいとまがなかった。近代思想の自由・平等・博愛の精神は、日本人にはまだまだ遠い存在であった。人権問題に厳しく対応するアメリカ社会でさえも、児童虐待防止の制度が実行をあげるよりも、動物虐待防止^{注(2)}の方が先向いた位であるから、社会福祉思想史の上からみて日本の現状は無理からぬものがある。

いじめ問題が大人社会から等閑視されるのは、児童の権利保障に関する認識、人権感覚がまだまだ未熟なためと考えてよいだろうと思う。今回の大河内清輝君の悲劇も起こるべくして起きたといえよう。

いじめに苦しめられている児童、いじめることを快感と感じている児童、彼らをそのまま放置すれば、明らかに心身の健康は歪められてしまう。そうならないよう、親、大人は、最善の保護努力をすることが責務である。その事実には気づかない親・大人は、保護責任を全うしていないことになる。教育者、福祉担当者等は、親・大人にこの認識を持つよう最善の努力をもって働きかけ、適切な援助を与える義務がある。このことを、日本人は、肝に銘じなければならない。

<注>

1. 1933年に児童虐待防止法ができたが、その当時であっても、不作に苦しむ東北、北海道地方の児童は、生活苦から多数の子女が淫売屋に売られていったのである。官憲も孝行な行為と奨励したとの記録が残されている。防止キャンペーンをする度に件数は逆に増加したとある(北海道社会福祉事業史)。
2. アメリカでは、1825年以降、児童虐待防止に関する法令が各地で制定されたが空文化した。ところが、動物虐待防止協会の活動によって生氣を吹き込まれた歴史がある。1874年、児童虐待を動物虐待違反と協会が訴え、親権剥奪された事例があった位である。

5. 神戸児童連続殺傷事件の教訓—省略

6. 不幸の再発防止。大人のなすべきこと

(1) この不幸は、何故、起きたのであろうか

いじめ自殺事件やA少年事件は、何故、起きたのであろうか。かかる異常な行動に子供たちを駆り立てたものは何

か。事件の心理的社会的背景にある病理を事例研究の方法によって理解しようと努め、再発防止を急いでみた。結論的には、いじめ少年やA少年を殺傷行動に駆り立てた背景には、家族・学校・近隣社会にひそむ、心の病理が存在したに相違ないと思う。それは、おおげさにいえば、われわれ日本人が共有する心の問題、(1)少年を、愛情を持って注意深く、温かく保護する心構えが家庭・学校・地域社会から失せつつあること、(2)一少年の個性を、ニーズを、問題行動の個別性を理解し大切にす精神、援助技術が教育者(広義)に欠けていること、(3)日本人の多くが情報に依存し、科学的合理的に批判し分析し検討する能力に乏しくなったこと、(4)児童の権利保護に鈍感で、異常性のある児童を社会から排除しようとする傾向が未だに残存していること。

これら、大人の貧弱ともいえる心の問題こそ、いじめ少年やA少年をして異常行動へ駆り立てた根底にある心の問題ではないだろうか。更に、(5)児童相談所をはじめ、心の専門家及び専門機関の注意怠慢も由々しきことである。また、(6)「連続通り魔事件ですぐに捜査本部を置かなかったことや同事件の捜査の長期化など、警察に対する住民の不満」「地域社会と警察のありようを考える」(「新聞研究」554号、1997・9)必要を指摘する新聞論調にも耳を傾けた。い。(7)マスコミのヒステリックなあり方も事件の発生に荷担していることを忘れてはなるまい。また、加害少年の氏名を公表するなど少年の保護を忘れた報道機関のあり方に、「報道機関に『親』としての自覚がもう少しあったならば」(「放送文化」10号・1997)の反省にもあるように、われわれ日本人には、共通して「親」としての未熟性がある。(8)暴力、ポルノなど有害な出版物、視聴覚メディアの存在も、今回の事件には大きく影響していた。(9)近隣社会にある万引を許容する商業主義も、少年の非行の共犯者であった。そして、(10)受験競争を強いる教育システムこ

そ、透明な少年を作った元凶ではなかったろうか。A少年が、母親から期待され、やがて見放され挫折していった心の過程—見放されたと思ひ込んだ—に、受験戦争からの脱落があったのではないか。それが、A少年の自尊心を著しく傷つけた結果、心を閉ざし、殺人妄想へと彼を駆り立てていったと仮定したい。いじめ少年らにも共通した心理的・社会的問題があったと十分類推できる。

(2) 児童の権利侵害

国連の「子供の権利条約委員会」が行った日本への22項目の勧告(1998・6・5)(省略)は、大変示唆的である。これは、日本政府が、子供の権利侵害状況を把握していながら、2003年に至るも何等有効な手だてを打っていない、問題把握に真摯であっても、無策無能を示す自己証明ともいえる。これは、政府のみを責めるのは、酷といえよう。責めは、全国民にある。今こそ、家庭から、地域社会から、一人ひとりの子供の人格・基本的人権を尊重しつつ、カウンセラーマインドをもって、伴走者の自覚をもって、ひとつひとつ解決方策を探していくほか道はあるまい。

参考文献

1. 市川隆一郎「我が国における少年非行の定義について」小田原女子短期大学研究紀要第25号、1995。第26号、1996
2. 市川隆一郎「児童虐待Ⅰ」小田原女子短期大学研究紀要第27号、1997
3. 市川隆一郎「留岡幸助と感化事業」聖徳大学研究紀要短期大学部第25号、1992
4. 市川隆一郎「明治期における児童保護事業思想と倫理」聖徳大学研究紀要短期大学部第27号(Ⅱ)、1997
5. 市川隆一郎「神戸小学生殺害事件—なぜ、起きたのか—」聖徳大学児童学研究紀要第2号、2000
6. 細井雅生「非行の定義・評定に関する一研究」聖徳大学研究紀要、1993
7. 「犯罪心理学研究」創刊号、日本犯罪心理学研究所、1997
8. 「犯罪心理学研究」第5号、日本犯罪心理学研究所、1998